

## 農福連携による障がい者就労の充実に関する協定書

東京都板橋区（以下「甲」という。）と株式会社エスプールプラス（以下「乙」という。）は、農福連携による障がい者就労の充実を図る取り組みに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、農福連携を活かした事業（以下「農福連携事業」という。）により障がい者の就労機会の充実を図り、自信や生きがいを創出するとともに、自立を促進するため、甲、乙が相互に協力することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### （実施方法）

第2条 農福連携事業は、乙が板橋区内に開設する企業向け貸し農園施設（以下「農園」という。）において、実施するものとする。

### （甲の責務）

第3条 甲は、乙が運営する農園に関し、関係機関への周知や障がい者等へ情報の提供を行うものとする。

### （乙の責務）

第4条 乙は、企業に対する採用支援業務を行うに際し、農園に就労する障がい者等については、板橋区民を優先的に企業に紹介するものとする。

2 乙は、農園を利用する企業の決定に際し、板橋区内に本店を置く企業を優先的に決定するよう努めるものとする。

### （施設運営）

第5条 乙は、農園の周辺住民及び地域関係者と良好な関係を築くよう努め、問題が発生した際には、誠意をもって対応するものとする。

2 乙は、障がい者への合理的な配慮に努め、また利用企業に対し、合理的配慮に努めるよう指導するものとする。

3 乙は、農園を利用している企業が利用を中止又は休止した場合は、当該企業に雇用されていた障がい者等の再就職先について、誠意をもって対応するものとする。

4 乙は、農園を閉鎖しようとする場合は、事前に甲に協議を行うものとする。

5 農園の開設及び運営に係る費用については、乙の負担とする。

(協定書の期限等)

第6条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも終了の意思表示がない場合、さらに1年間の期間をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月11日

東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
甲 板橋区  
板橋区長 坂本 健

東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
乙 株式会社エスプールプラス  
代表取締役 浦上 壮平